

開 発 行 為 変 更 許 可 通 知 書

※ 都市計画法第35条の2第1項の規定により開発行為の変更について、下記の条件を附して許可したので通知します。

年 月 日

姫路市指令土 第1 - - 号 ()

姫路市長 印

申請者住所・氏名			
変 更 に 係 る 事 項	\	変 更 前	変 更 後
	1 開発区域に含まれる地域の名称		
	2 開発区域の面積	平方メートル	平方メートル
	3 予定建築物等の用途		
	4 設 計		
	5 工事施行者住所氏名		
	6 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別		
	7 法第34条の該当号及び該当する理由		
	8 資 金 計 画		
変 更 の 理 由			
開発許可番号・年月日		姫路市指令土 第1 - 号 () ・ 年 月 日	

※ 附加条件

注 ※印は、記入しないで下さい。

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、姫路市開発審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、姫路市を被告として（訴訟において姫路市を代表する者は姫路市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。